

令和6年度 社会福祉法人指導監査実施結果の概要

1. 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況

(1) 実施時期

令和6年9月から令和6年12月まで実施した。

(2) 一般指導監査

実地監査

区分	所管法人数	実地監査	文書指摘 法人数	文書指摘率	文書指摘 件数
一般法人	6	2	1	50.0%	2
保育所のみ法人	3	1	1	100.0%	2
社会福祉協議会	1	0	－	－	
合計	10	3	2	66.7%	4

(3) 特別監査

0件

(4) 指導監査の実施体制

安来市健康福祉部介護保険課総務管理係職員及び事業所管関係課職員が実施

(5) 指導監査における留意事項（実施方針）

次の事項に特に留意して実施する計画であった。

- ① 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ② 法人本部経費の適正な執行管理

(6) 指導監査結果の概要

① 一般監査

- ・ 法人運営に大きな影響を及ぼすような不適切な事項は認められなかった。
- ・ 各法人の改善を要する事項については、1ヵ月の期限を付して改善状況の報告を求め、必要に応じて挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・ また、期限までに改善できない事項については、事後指導により改善の徹底を図った。

② 特別監査

- ・ 該当する法人は無かった。

(7) 令和6年度の主な指摘事項

○ 組織運営関係

- ・ 理事会と定時評議員会の開催日の間隔が中14日以上空いていなかった。今後は規定の間隔をとること。（社会福祉法第45条の32第1項）
- ・ 役員等の報酬及び費用弁償規程の中で、一部理事長の判断で決定する事項が含まれていたのでは是正すること。（社会福祉法第45条の35第2項）
- ・ 理事会の招集通知について、理事会開催日の1週間前（中7日間）前までに発出していない事案があったので、今後は規定に則った運用をすること。（社会福祉法第45条の14第9項に準用される一般法人法第94条第1項）

○ 会計経理関係

- ・ 預貯金口座の名義人は理事長となっていたが、経理規程に「会計責任者」も取引できるように規定されていたのでは是正すること。（会計基準の運用上の留意事項1（4））